

8 廃止届

毒物劇物販売業の業務を廃止した場合には、登録票を添えて廃止後30日以内に届出を行ってください。

(1) 必要な書類等

- ① 廃止届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第11号様式の2）（p 25）
- ② 登録票（紛失した場合には、紛失理由書【様式例3】（p 36））

<注意事項>

廃止届の場合、申請者が死亡（個人）若しくは解散（法人）したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行ってください。

（破産管財人、存続法人等を証明する書類を提示してください。）

(2) 記載上の留意点

- ① 業務の種別
廃止した業務の種別（一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業）を記載してください。
- ② 登録番号及び登録年月日
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ③ 店舗の名称及び所在地
登録票と照合し、登録票に記載されている名称、所在地を記載してください。
- ④ 廃止年月日
実際に業務を廃止した日を記載してください。
- ⑤ 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理方法
・所有する毒物又は劇物の品目が在る場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法を記載して下さい。
・所有する毒物又は劇物の品目が無い場合は「なし」と記載して下さい。
- ⑥ 備考
廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載してください。
- ⑦ 届出者の住所、氏名
・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
・氏名について、法人の場合は、登記された法人名及び代表者名を記載してください。